

## 中間財務諸表等（民間会計基準準拠）

### 総括

#### 1. 中間財務諸表の作成方法について

当行の中間財務諸表(民間の会計基準に準拠して作成した中間財務諸表)は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成 16 年 4 月 1 日 至平成 16 年 9 月 30 日)は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成 16 年 1 月 30 日内閣府令第 5 号)附則第 3 項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成 17 年 4 月 1 日 至平成 17 年 9 月 30 日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

#### 2. 監査証明について

当行は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査に準じて、第 6 期中間会計期間(平成 16 年 4 月 1 日から平成 16 年 9 月 30 日まで)及び第 7 期中間会計期間(平成 17 年 4 月 1 日から平成 17 年 9 月 30 日まで)の中間財務諸表について、中央青山監査法人による監査を受けており、その監査報告書は、中間財務諸表の直前に掲げております。

#### 3. 中間連結財務諸表について

当行は、子会社を有していないため中間連結財務諸表は作成しておりません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年1月20日

国際協力銀行  
総裁 篠沢 恭助 殿

## 中央青山監査法人

代表社員 公認会計士 細野 康弘  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 藤井 泰博  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 佐々木 貴司  
業務執行社員

当監査法人は、貴行の委嘱に基づき、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査に準じて、「経理の状況」のうち「中間財務諸表等（民間会計基準準拠）」に掲げられている国際協力銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、国際協力銀行の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

国際協力銀行と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

( ) 上記の原本は当行が別途保管しております。

中間財務諸表等

(1) 中間財務諸表

① 中間貸借対照表

(資産の部)

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第6期中間会計期間末 貸借対照表 (平成16年9月30日)		第7期中間会計期間末 貸借対照表 (平成17年9月30日)		第6期末 要約貸借対照表 (平成17年3月31日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
現 金 預 け 金	450,325	2.14	461,133	2.23	170,029	0.82
有 価 証 券	119,840	0.57	119,302	0.58	119,980	0.58
貸 出 金 ※1,2,3,4,5,6,7,9	19,329,063	91.89	18,891,945	91.58	19,187,414	92.90
そ の 他 資 産 ※14	534,048	2.54	440,255	2.13	599,982	2.91
動 産 不 動 産 ※12	26,616	0.13	25,907	0.13	26,186	0.13
債 券 繰 延 資 産	3,907	0.02	3,739	0.02	3,719	0.02
支 払 承 諾 見 返	845,107	4.02	975,429	4.73	899,389	4.35
貸 倒 引 当 金	△ 274,692	△ 1.31	△ 288,927	△ 1.40	△ 353,664	△ 1.71
資 産 の 部 合 計	21,034,217	100.00	20,628,787	100.00	20,653,038	100.00

(負債及び資本の部)

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第6期中間会計期間末 貸借対照表 (平成16年9月30日)		第7期中間会計期間末 貸借対照表 (平成17年9月30日)		第6期末 要約貸借対照表 (平成17年3月31日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
債 券 ※10	1,895,891	9.01	1,802,685	8.74	1,776,254	8.60
借 用 金	9,977,839	47.44	9,240,544	44.80	9,559,735	46.29
そ の 他 負 債 ※11	271,286	1.29	225,304	1.09	224,079	1.09
賞 与 引 当 金	976	0.00	1,014	0.00	960	0.01
退 職 給 付 引 当 金	17,273	0.08	17,172	0.08	17,276	0.08
支 払 承 諾	845,107	4.02	975,429	4.73	899,389	4.35
負 債 の 部 合 計	13,008,373	61.84	12,262,152	59.44	12,477,695	60.42
資 本 金	7,748,644	36.84	7,933,644	38.46	7,876,744	38.14
国際金融等勘定資本金	985,500		985,500		985,500	
海外経済協力勘定資本金	6,763,144		6,948,144		6,891,244	
利 益 剰 余 金 ※13	277,199	1.32	432,991	2.10	298,598	1.44
国際金融等勘定準備金	676,258		709,148		676,258	
海外経済協力勘定積立金	85,490		111,324		85,490	
中間(当期)未処理損失	484,549		387,481		463,150	
資 本 の 部 合 計	8,025,844	38.16	8,366,635	40.56	8,175,343	39.58
負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	21,034,217	100.00	20,628,787	100.00	20,653,038	100.00

②中間損益計算書

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第6期中間会計期間 損益計算書 (自 平成16年4月 1日 至 平成16年9月30日)		第7期中間会計期間 損益計算書 (自 平成17年4月 1日 至 平成17年9月30日)		第6期 要約損益計算書 (自 平成16年4月 1日 至 平成17年3月31日)	
	金 額	百分比(%)	金 額	百分比(%)	金 額	百分比(%)
<b>経 常 収 益</b>	<b>259,613</b>	<b>100.00</b>	<b>291,988</b>	<b>100.00</b>	<b>508,310</b>	<b>100.00</b>
資 金 運 用 収 益 (うち貸出金利息)	253,822		285,150		488,620	
(うち有価証券利息配当金)	(232,858)		(280,401)		(458,984)	
役 務 取 引 等 収 益	(1,366)		(3,021)		(3,638)	
そ の 他 業 務 収 益	3,182		4,490		6,334	
そ の 他 経 常 収 益	2,491		2,145		13,152	
	116		201		202	
<b>経 常 費 用</b>	<b>166,261</b>	<b>64.04</b>	<b>161,251</b>	<b>55.23</b>	<b>409,305</b>	<b>80.52</b>
資 金 調 達 費 用	140,520		147,947		284,575	
役 務 取 引 等 費 用	1,621		1,299		5,668	
そ の 他 業 務 費 用	594		646		2,211	
営 業 経 費 ※1	11,559		11,118		22,963	
そ の 他 経 常 費 用 ※2	11,965		239		93,886	
<b>経 常 利 益</b>	<b>93,352</b>	<b>35.96</b>	<b>130,736</b>	<b>44.77</b>	<b>99,004</b>	<b>19.48</b>
<b>特 別 利 益</b>	<b>15,673</b>	<b>6.04</b>	<b>36,556</b>	<b>12.52</b>	<b>31,428</b>	<b>6.18</b>
政 府 交 付 金 収 入 ※3	15,000		15,000		30,000	
そ の 他 ※4	673		21,556		1,427	
<b>特 別 損 失</b>	<b>2</b>	<b>0.00</b>	<b>10</b>	<b>0.00</b>	<b>9</b>	<b>0.00</b>
<b>中 間 ( 当 期 ) 純 利 益</b>	<b>109,023</b>	<b>42.00</b>	<b>167,282</b>	<b>57.29</b>	<b>130,423</b>	<b>25.66</b>
<b>前 期 繰 越 損 失</b>	<b>593,573</b>		<b>554,763</b>		<b>593,573</b>	
<b>中 間 ( 当 期 ) 未 処 理 損 失</b>	<b>484,549</b>		<b>387,481</b>		<b>463,150</b>	

## ③中間キャッシュ・フロー計算書

(金額単位:百万円)

科 目	期 別		
	第6期中間会計期間 (自 平成16年4月 1日 至 平成16年9月30日)	第7期中間会計期間 (自 平成17年4月 1日 至 平成17年9月30日)	第6期 (自 平成16年4月 1日 至 平成17年3月31日)
<b>I. 営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
中間(当期)純利益	109,023	167,282	130,423
減価償却費	670	627	1,355
貸倒引当金の増減(△)額	11,266	△ 64,737	90,239
賞与引当金の増減(△)額	58	53	42
退職給付引当金の増減(△)額	△ 156	△ 103	△ 152
資金運用収益	△ 253,822	△ 285,150	△ 488,620
資金調達費用	140,520	147,944	284,575
有価証券関連損益(△)	-	196	2,875
為替差損益(△)	△ 181,112	△ 192,654	△ 60,081
動産不動産処分損益(△)	△ 16	6	△ 11
貸出金の純増(△)減	203,391	505,868	213,818
債券の純増減(△)	287,255	5,995	179,225
借入金金の純増減(△)	△ 415,086	△ 319,190	△ 833,190
預け金(現金同等物を除く)の純増(△)減	△ 245,219	△ 237,539	△ 33,909
資金運用による収入	259,155	251,739	506,306
資金調達による支出	△ 133,571	△ 142,869	△ 291,548
その他	167,866	176,242	68,579
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 49,776</b>	<b>13,711</b>	<b>△ 230,073</b>
<b>II. 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有価証券の取得による支出	△ 76	△ 222	△ 2,527
有価証券の売却による収入	693	690	693
動産不動産の取得による支出	△ 29	△ 219	△ 184
動産不動産の売却による収入	55	9	92
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>642</b>	<b>257</b>	<b>△ 1,927</b>
<b>III. 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
政府出資の受入れによる収入	58,500	56,900	186,600
国庫納付の支払額	△ 23,748	△ 19,964	△ 36,547
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>34,751</b>	<b>36,935</b>	<b>150,052</b>
<b>IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>V. 現金及び現金同等物の増減額</b>	<b>△ 14,381</b>	<b>50,905</b>	<b>△ 81,947</b>
<b>VI. 現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>152,738</b>	<b>70,790</b>	<b>152,738</b>
<b>VII. 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高</b>	<b>138,356</b>	<b>121,696</b>	<b>70,790</b>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	第6期中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	第7期中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	第6期 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券のうち保有しているものは、すべて時価のない「その他有価証券」に分類され、移動平均法による原価法により行っております。	同 左	同 左
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左	同 左
3. 固定資産の減価償却の方法	(1)動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：38年～50年 動産：2年～20年 (2)ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(1)動産不動産 同 左  (2)ソフトウェア 同 左	(1)動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：38年～50年 動産：2年～20年 (2)ソフトウェア 同 左
4. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 当行は次のような方法で貸倒引当金を計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合	(1)貸倒引当金 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債	(1)貸倒引当金 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債

	第6期中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	第7期中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	第6期 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,661百万円であります。</p>	<p>権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,297百万円であります。</p>	<p>権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,824百万円であります。</p>
	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>賞与引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>同 左</p>	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>賞与引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>
	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：その発生年度に一括して費用処理しております。</p> <p>また、退職給付引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：その発生年度に一括して損益処理しております。</p> <p>また、退職給付引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：その発生年度に一括して損益処理しております。</p> <p>また、退職給付引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>

	第 6 期中間会計期間 (自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 9 月 30 日)	第 7 期中間会計期間 (自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 9 月 30 日)	第 6 期 (自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 3 月 31 日)
5. 外貨建て 資産及び 負債の本 邦通貨へ の換算基 準	外貨建資産・負債については、 中間決算日の為替相場による円 換算額を付しております。	同 左	外貨建資産・負債は、決算日の 為替相場による円換算額を付し ております。
6. リース取 引の処理 方法	リース物件の所有権が借主に 移転すると認められるもの以外 のファイナンス・リース取引につ いては、通常の賃貸借取引に準じ た会計処理によっております。	同 左	同 左
7. ヘッジ会 計の方法	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によってお ります。</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段---金利スワップ ヘッジ対象---貸出金、債券</p> <p>③ヘッジ方針 金利リスクをヘッジするた め、対象債権・債務の範囲内で ヘッジを行っております。</p> <p>④ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定 時点までの期間において、ヘッジ 対象の相場変動又はキャッシュ フロー変動の累計とヘッジ手段 の相場変動又はキャッシュフロ ー変動の累計等と比較し、両者 の変動額等を基礎として判断し ております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生 じる為替変動リスクに対するヘ ッジ会計の方法は、「銀行業にお ける外貨建取引等の会計処理に 関する会計上及び監査上の取 扱い」 (日本公認会計士協会業種別 監査委員会報告第 25 号)に 規定する繰延ヘッジによつて おります。 ヘッジ有効性評価の方法につ いては、外貨建金銭債権債務等 の為替変動リスクを減殺する目 的で行う通貨スワップ取引及び 為替スワップ取引等をヘッジ手 段とし、ヘッジ対象である外貨 建金銭債権債務等に見合うヘ ッジ手段の外貨ポジション相当 額が存在することを確認すること によりヘッジの有効性を評価し てお</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生 じる為替変動リスクに対するヘ ッジ会計の方法は、「銀行業にお ける外貨建取引等の会計処理に 関する会計上及び監査上の取 扱い」 (日本公認会計士協会業種別 監査委員会報告第 25 号。以 下「業種別監査委員会報告第 25 号」という。)に規定する 繰延ヘッジによつております。 ヘッジ有効性評価の方法につ いては、外貨建金銭債権債務等 の為替変動リスクを減殺する目 的で行う通貨スワップ取引及び 為替スワップ取引等をヘッジ手 段とし、ヘッジ対象である外貨 建金銭債権債務等に見合うヘ ッジ手段の外貨ポジション相当 額が存</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>



	第6期中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	第7期中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	第6期 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	ります。	在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。	
8. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	同 左	消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし動産不動産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
9. (中間) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同 左	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

第 6 期中間会計期間 (自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 9 月 30 日)	第 7 期中間会計期間 (自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 9 月 30 日)	第 6 期 (自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 3 月 31 日)
_____	<p>(固定資産の減損に係る会計基準)                      固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成 14 年 8 月 9 日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 6 号平成 15 年 10 月 31 日)を当中間会計期間から適用しております。これによる中間純利益への影響はありません。</p>	_____

表示方法の変更

第 6 期中間会計期間 (自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 9 月 30 日)	第 7 期中間会計期間 (自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 9 月 30 日)
_____	<p>(中間貸借対照表関係)                      従来、投資事業有限責任組合並びに民法上の組合及び匿名組合のうち投資事業有限責任組合に類するものの出資持分は、「その他資産」に含めて表示していましたが、「証券取引法の一部を改正する法律」(平成 16 年 6 月 9 日法律第 97 号)により当該出資持分が証券取引法上の有価証券と定義されたことに伴い、当中間会計期間から「有価証券」に含めて表示しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第 6 期中間会計期間末 (平成 16 年 9 月 30 日)	第 7 期中間会計期間末 (平成 17 年 9 月 30 日)	第 6 期末 (平成 17 年 3 月 31 日)
<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は国際金融等勘定 504 百万円であり、海外経済協力勘定には該当する債権はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、未収利息を収益不計上とすることが認められる貸出金(以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始、民事再生法の規定による再生手続開始、破産法の規定による破産、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻先に対する貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、延滞債権額は国際金融等勘定 267,084 百万円及び海外経済協力勘定 51,584 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金のうち、破綻先債権に該当する貸出金を除いたものであり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先と破綻懸念先に対する貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は国際金融等勘定 6,340 百万円及び海外経済協力勘定 50,424 百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は国際金融等勘定 355,316 百万円及び海外経済協力勘定</p>	<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は国際金融等勘定 71,339 百万円であり、海外経済協力勘定には該当する債権はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、延滞債権額は国際金融等勘定 177,697 百万円及び海外経済協力勘定 109,154 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は国際金融等勘定 2,714 百万円及び海外経済協力勘定 7,507 百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は国際金融等勘定 248,107 百万円及び海外経済協力勘定</p>	<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額に該当する債権はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、延滞債権額は国際金融等勘定 265,797 百万円及び海外経済協力勘定 122,764 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は国際金融等勘定 2,714 百万円であり、海外経済協力勘定には該当する債権はありません。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は国際金融等勘定 325,428 百万円及び海外経済協力勘定</p>

第 6 期中間会計期間末 (平成 16 年 9 月 30 日)	第 7 期中間会計期間末 (平成 17 年 9 月 30 日)	第 6 期末 (平成 17 年 3 月 31 日)
<p>743,680 百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は国際金融等勘定 629,246 百万円及び海外経済協力勘定 845,689 百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議（パリクラブ）の場において債務繰延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みの下での国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は、IMF（国際通貨基金）との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国政府等に対する債権のうち、平成 16 年 9 月末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、国際金融等勘定 456,442 百万円、海外経済協力勘定 1,250,091 百万円となっています。</p> <p>かかる債権については、当行の公的債権者としての特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3ヵ月以上延滞債権に該当するものを</p>	<p>717,119 百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は国際金融等勘定 499,859 百万円及び海外経済協力勘定 833,780 百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議（パリクラブ）の場において債務繰延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みの下での国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は IMF（国際通貨基金）との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国政府等に対する債権のうち、平成 17 年 9 月末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、国際金融等勘定 455,152 百万円、海外経済協力勘定 1,294,959 百万円となっています。</p> <p>かかる債権については、当行の公的債権者としての特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、</p>	<p>724,275 百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は国際金融等勘定 593,940 百万円及び海外経済協力勘定 847,039 百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議（パリクラブ）の場において債務繰延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みの下での国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は IMF（国際通貨基金）との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国政府等に対する債権のうち、平成 16 年度末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、国際金融等勘定 487,301 百万円、海外経済協力勘定 1,282,521 百万円となっています。</p> <p>かかる債権については、当行の公的債権者としての特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、</p>

第 6 期中間会計期間末 (平成 16 年 9 月 30 日)	第 7 期中間会計期間末 (平成 17 年 9 月 30 日)	第 6 期末 (平成 17 年 3 月 31 日)
<p>除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記 4. に掲げた貸出条件緩和債権のうち、かかる債権額は、国際金融等勘定 92,458 百万円（うち繰延べ対象元本残高は 86,695 百万円）、海外経済協力勘定 743,680 百万円（うち繰延べ対象元本残高は 565,842 百万円）となっています。</p> <p>※ 7. _____</p>	<p>3 ヶ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記 4. に掲げた貸出条件緩和債権のうち、かかる債権額は、国際金融等勘定 90,624 百万円（うち繰延べ対象元本残高は 80,051 百万円）、海外経済協力勘定 717,119 百万円（うち繰延べ対象元本残高は 562,954 百万円）となっています。</p> <p>※ 7. 平成 16 年 12 月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予（モラトリアム）を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議（パリクラブ）で合意しています。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成 17 年 12 月 31 日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき 1 年間の据置期間を含む 5 年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、平成 17 年 9 月末時点で、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの 2 カ国です。当該要請のあった被災国向けの本措置による支払猶予対象額は、国際金融等勘定 9,381 百万円、海外経済協力勘定 168,017 百万円となっております。</p> <p>本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、上記 1. から 5. に掲げた債権には含めておりません。</p>	<p>3 ヶ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記 4. に掲げた貸出条件緩和債権のうち、かかる債権額は、国際金融等勘定 77,863 百万円（うち繰延べ対象元本残高は 74,580 百万円）、海外経済協力勘定 724,275 百万円（うち繰延べ対象元本残高は 570,270 百万円）となっています。</p> <p>※ 7. 平成 16 年 12 月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予（モラトリアム）を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議（パリクラブ）で合意しています。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成 17 年 12 月 31 日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき 1 年間の据置期間を含む 5 年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、要請のあった被災国において当該条件を受け入れるかどうか検討しているところです。</p> <p>平成 16 年度末時点で、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの 2 カ国ですが、上記のとおりパリクラブが提示した条件を受け入れるかどうか検討しているところであるため、支払猶予対象額は確定しておりません。なお、当行の外国政府等に対する債権のうち、当該要請のあった被災国向けの平成 16 年度末時点での債権残高は、国際金融等勘定 555,470 百万円、海外経済協力勘定 2,571,276 百万円となっております。</p> <p>本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件</p>

第 6 期中間会計期間末 (平成 16 年 9 月 30 日)	第 7 期中間会計期間末 (平成 17 年 9 月 30 日)	第 6 期末 (平成 17 年 3 月 31 日)																
<p>8. 担保に供している資産はありません。</p> <p>※ 9. 当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内にかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 4,950,745 百万円であります。</p> <p>※ 10. _____</p> <p>※ 11. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は 8,516 百万円、繰延ヘッジ利益の総額は 156,869 百万円であります。</p> <p>※ 12. 動産不動産の減価償却累計額 18,516 百万円</p> <p>※ 13. 利益剰余金について 当行は国際協力銀行法第 44 条により、国際金融等勘定については準備金を、海外経済協力勘定に</p>	<p>8. 同 左</p> <p>※ 9. 当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内にかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 4,786,048 百万円であります。</p> <p>※ 10. 下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約（債務履行引受契約）に基づき債務を譲渡しております。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去しておりますが、同債券の債権者に対する当行の債券償還義務は債券償還時まで存続します。</p> <table border="1" data-bbox="614 1261 1023 1565"> <thead> <tr> <th>銘 柄</th> <th>譲渡金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 5 回国際協力銀行債券</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>第 7 回国際協力銀行債券</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>第 9 回国際協力銀行債券</td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 11. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は 10,377 百万円、繰延ヘッジ利益の総額は 105,602 百万円であります。</p> <p>※ 12. 動産不動産の減価償却累計額 19,214 百万円</p> <p>※ 13. 同 左</p>	銘 柄	譲渡金額(百万円)	第 5 回国際協力銀行債券	50,000	第 7 回国際協力銀行債券	60,000	第 9 回国際協力銀行債券	50,000	<p>の変更を行っていることも踏まえ、上記 1. から 5. に掲げた債権には含めておりません。</p> <p>8. 同 左</p> <p>※ 9. 当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内にかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 5,213,942 百万円であります。</p> <p>※ 10. 下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約（債務履行引受契約）に基づき債務を譲渡しております。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去しておりますが、同債券の債権者に対する当行の債券償還義務は債券償還時まで存続します。</p> <table border="1" data-bbox="1045 1261 1453 1565"> <thead> <tr> <th>銘 柄</th> <th>譲渡金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 5 回国際協力銀行債券</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>第 7 回国際協力銀行債券</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>第 9 回国際協力銀行債券</td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 11. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ利益」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は 2,458 百万円、繰延ヘッジ利益の総額は 135,610 百万円あります。</p> <p>※ 12. 動産不動産の減価償却累計額 18,972 百万円</p> <p>※ 13. 同 左</p>	銘 柄	譲渡金額(百万円)	第 5 回国際協力銀行債券	50,000	第 7 回国際協力銀行債券	60,000	第 9 回国際協力銀行債券	50,000
銘 柄	譲渡金額(百万円)																	
第 5 回国際協力銀行債券	50,000																	
第 7 回国際協力銀行債券	60,000																	
第 9 回国際協力銀行債券	50,000																	
銘 柄	譲渡金額(百万円)																	
第 5 回国際協力銀行債券	50,000																	
第 7 回国際協力銀行債券	60,000																	
第 9 回国際協力銀行債券	50,000																	

第 6 期中間会計期間末 (平成 16 年 9 月 30 日)	第 7 期中間会計期間末 (平成 17 年 9 月 30 日)	第 6 期末 (平成 17 年 3 月 31 日)
<p>については積立金を積み立てております。</p> <p>※14. 概算国庫納付について          当行は国際協力銀行法第 44 条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付していますが、当中間会計期間中に概算にて国庫に納付した金額については、中間貸借対照表上においてその他資産として 5,257 百万円を計上しております。</p>	<p>※14. 概算国庫納付について          当行は国際協力銀行法第 44 条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付していますが、当中間会計期間中に概算にて国庫に納付した金額については、中間貸借対照表上においてその他資産として 5,130 百万円を計上しております。</p>	<p>※14. 概算国庫納付について          当行は国際協力銀行法第 44 条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付していますが、当年度中に概算にて国庫に納付した金額については、貸借対照表上においてその他資産として 18,056 百万円を資産計上しております。</p>

## (中間損益計算書関係)

第 6 期中間会計期間 (自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 9 月 30 日)	第 7 期中間会計期間 (自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 9 月 30 日)	第 6 期 (自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 3 月 31 日)												
<p>1 .減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="239 358 558 436"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>549 百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>121 百万円</td> </tr> </table> <p>2 .その他経常費用には、貸倒引当金繰入額 11,962 百万円を含んでおります。</p> <p>3 .当行は第 4 期に平成 14 年 12 月 10 日付の政府発表「債務救済方式の見直し」による影響から円借款関連損失(特別損失)を計上しており、日本政府からは当行の財務の健全性を維持するため引き続き遺漏なきを期したいとの方針が表明されています。この方針の下、今中間会計期間に、円借款関連損失に対応して、政府一般会計より 15,000 百万円の交付金が交付されており、これを特別利益(政府交付金収入)に計上しております。</p> <p>4 . _____</p>	建物・動産	549 百万円	その他	121 百万円	<p>1 .減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="686 358 1005 436"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>482 百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>144 百万円</td> </tr> </table> <p>2 .その他経常費用には、株式等償却 217 百万円を含んでおります。</p> <p>3 . 同 左</p> <p>4 .その他の特別利益には、貸倒引当金戻入益 18,837 百万円を含んでおります。</p>	建物・動産	482 百万円	その他	144 百万円	<p>1 .減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="1133 358 1452 436"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>1,092 百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>262 百万円</td> </tr> </table> <p>2 .その他経常費用には、貸倒引当金繰入額 90,992 百万円、株式等償却 2,867 百万円を含んでおります。</p> <p>3 .当行は第 4 期に平成 14 年 12 月 10 日付の政府発表「債務救済方式の見直し」による影響から円借款関連損失(特別損失)を計上しており、日本政府からは当行の財務の健全性を維持するため引き続き遺漏なきを期したいとの方針が表明されています。この方針の下、今事業年度に、円借款関連損失に対応して、政府一般会計より 30,000 百万円の交付金が交付されており、これを特別利益(政府交付金収入)として計上しております。</p> <p>4 . _____</p>	建物・動産	1,092 百万円	その他	262 百万円
建物・動産	549 百万円													
その他	121 百万円													
建物・動産	482 百万円													
その他	144 百万円													
建物・動産	1,092 百万円													
その他	262 百万円													



## (中間キャッシュ・フロー計算書関係)

第 6 期中間会計期間 (自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 9 月 30 日)	第 7 期中間会計期間 (自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 9 月 30 日)	第 6 期 (自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 3 月 31 日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係  平成 16 年 9 月 30 日現在  現金預け金勘定 450,325 百万円 当座預け金 (日銀を除く)・ 普通預け金・ 定期性預け金 <u>△311,968 百万円</u> 現金及び現金同等物 <u>138,356 百万円</u>	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係  平成 17 年 9 月 30 日現在  現金預け金勘定 461,133 百万円 当座預け金 (日銀を除く)・ 普通預け金・ 定期性預け金 <u>△339,437 百万円</u> 現金及び現金同等物 <u>121,696 百万円</u>	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係  平成 17 年 3 月 31 日現在  現金預け金勘定 170,029 百万円 当座預け金 (日銀を除く)・ 普通預け金・ 定期性預け金 <u>△99,239 百万円</u> 現金及び現金同等物 <u>70,790 百万円</u>

## (リース取引関係)

第 6 期中間会計期間 (自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 9 月 30 日)	第 7 期中間会計期間 (自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 9 月 30 日)	第 6 期 (自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 3 月 31 日)																																																																																																												
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額  <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>317 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>506 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>823 百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額  <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>67 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>101 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>168 百万円</td></tr> </table> </li> <li>中間会計期間末残高相当額  <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>249 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>405 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>655 百万円</td></tr> </table> </li> <li>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額  <table border="0"> <tr><td>1 年内</td><td>163 百万円</td></tr> <tr><td>1 年超</td><td>497 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>661 百万円</td></tr> </table> </li> <li>・当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額  <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>88 百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>83 百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>6 百万円</td></tr> </table> </li> <li>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料  <table border="0"> <tr><td>1 年内</td><td>0 百万円</td></tr> <tr><td>1 年超</td><td>－百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>0 百万円</td></tr> </table> </li> </ul>	動産	317 百万円	その他	506 百万円	合計	823 百万円	動産	67 百万円	その他	101 百万円	合計	168 百万円	動産	249 百万円	その他	405 百万円	合計	655 百万円	1 年内	163 百万円	1 年超	497 百万円	合計	661 百万円	支払リース料	88 百万円	減価償却費相当額	83 百万円	支払利息相当額	6 百万円	1 年内	0 百万円	1 年超	－百万円	合計	0 百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額  <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>630 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>506 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,136 百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額  <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>237 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>202 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>439 百万円</td></tr> </table> </li> <li>中間会計期間末残高相当額  <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>393 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>303 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>697 百万円</td></tr> </table> </li> <li>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額  <table border="0"> <tr><td>1 年内</td><td>269 百万円</td></tr> <tr><td>1 年超</td><td>439 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>709 百万円</td></tr> </table> </li> <li>・当中間会計期間の支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失  <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>141 百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>135 百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>8 百万円</td></tr> </table> </li> <li>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料  <table border="0"> <tr><td>1 年内</td><td>17 百万円</td></tr> <tr><td>1 年超</td><td>3 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>20 百万円</td></tr> </table> </li> </ul> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	動産	630 百万円	その他	506 百万円	合計	1,136 百万円	動産	237 百万円	その他	202 百万円	合計	439 百万円	動産	393 百万円	その他	303 百万円	合計	697 百万円	1 年内	269 百万円	1 年超	439 百万円	合計	709 百万円	支払リース料	141 百万円	減価償却費相当額	135 百万円	支払利息相当額	8 百万円	1 年内	17 百万円	1 年超	3 百万円	合計	20 百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額  <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>630 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>506 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,136 百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額  <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>152 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>151 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>304 百万円</td></tr> </table> </li> <li>期末残高相当額  <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>478 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>354 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>832 百万円</td></tr> </table> </li> <li>・未経過リース料期末残高相当額  <table border="0"> <tr><td>1 年内</td><td>268 百万円</td></tr> <tr><td>1 年超</td><td>574 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>842 百万円</td></tr> </table> </li> <li>・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額  <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>229 百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>219 百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>16 百万円</td></tr> </table> </li> <li>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料  <table border="0"> <tr><td>1 年内</td><td>2 百万円</td></tr> <tr><td>1 年超</td><td>4 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>7 百万円</td></tr> </table> </li> </ul>	動産	630 百万円	その他	506 百万円	合計	1,136 百万円	動産	152 百万円	その他	151 百万円	合計	304 百万円	動産	478 百万円	その他	354 百万円	合計	832 百万円	1 年内	268 百万円	1 年超	574 百万円	合計	842 百万円	支払リース料	229 百万円	減価償却費相当額	219 百万円	支払利息相当額	16 百万円	1 年内	2 百万円	1 年超	4 百万円	合計	7 百万円
動産	317 百万円																																																																																																													
その他	506 百万円																																																																																																													
合計	823 百万円																																																																																																													
動産	67 百万円																																																																																																													
その他	101 百万円																																																																																																													
合計	168 百万円																																																																																																													
動産	249 百万円																																																																																																													
その他	405 百万円																																																																																																													
合計	655 百万円																																																																																																													
1 年内	163 百万円																																																																																																													
1 年超	497 百万円																																																																																																													
合計	661 百万円																																																																																																													
支払リース料	88 百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	83 百万円																																																																																																													
支払利息相当額	6 百万円																																																																																																													
1 年内	0 百万円																																																																																																													
1 年超	－百万円																																																																																																													
合計	0 百万円																																																																																																													
動産	630 百万円																																																																																																													
その他	506 百万円																																																																																																													
合計	1,136 百万円																																																																																																													
動産	237 百万円																																																																																																													
その他	202 百万円																																																																																																													
合計	439 百万円																																																																																																													
動産	393 百万円																																																																																																													
その他	303 百万円																																																																																																													
合計	697 百万円																																																																																																													
1 年内	269 百万円																																																																																																													
1 年超	439 百万円																																																																																																													
合計	709 百万円																																																																																																													
支払リース料	141 百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	135 百万円																																																																																																													
支払利息相当額	8 百万円																																																																																																													
1 年内	17 百万円																																																																																																													
1 年超	3 百万円																																																																																																													
合計	20 百万円																																																																																																													
動産	630 百万円																																																																																																													
その他	506 百万円																																																																																																													
合計	1,136 百万円																																																																																																													
動産	152 百万円																																																																																																													
その他	151 百万円																																																																																																													
合計	304 百万円																																																																																																													
動産	478 百万円																																																																																																													
その他	354 百万円																																																																																																													
合計	832 百万円																																																																																																													
1 年内	268 百万円																																																																																																													
1 年超	574 百万円																																																																																																													
合計	842 百万円																																																																																																													
支払リース料	229 百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	219 百万円																																																																																																													
支払利息相当額	16 百万円																																																																																																													
1 年内	2 百万円																																																																																																													
1 年超	4 百万円																																																																																																													
合計	7 百万円																																																																																																													

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金等を含めて記載しております。

I 前中間会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成16年9月30日現在）  
該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの（平成16年9月30日現在）  
該当ありません。
3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成16年9月30日現在）

(金額単位:百万円)

満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	119,840
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	116,417
非上場外国株式	2,808
その他の非上場国内証券	-
その他の非上場外国証券	615

II 当中間会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成17年9月30日現在）  
該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの（平成17年9月30日現在）  
該当ありません。
3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成17年9月30日現在）

(金額単位:百万円)

満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	119,302
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	115,817
非上場外国株式	2,048
その他の非上場国内証券	147
その他の非上場外国証券	1,290

### Ⅲ 前事業年度末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成17年3月31日現在）  
該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの（平成17年3月31日現在）  
該当ありません。
3. 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成17年3月31日現在）

（金額単位：百万円）

満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	119,980
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	115,892
非上場外国株式	2,807
その他の非上場国内証券	30
その他の非上場外国証券	1,250

#### （金銭の信託関係）

- I 前中間会計期間末（平成16年9月30日現在）  
該当ありません。
- II 当中間会計期間末（平成17年9月30日現在）  
該当ありません。
- Ⅲ 前事業年度末（平成17年3月31日現在）  
該当ありません。

#### （その他有価証券評価差額金）

- I 前中間会計期間末（平成16年9月30日現在）  
該当ありません。
- II 当中間会計期間末（平成17年9月30日現在）  
該当ありません。
- Ⅲ 前事業年度末（平成17年3月31日現在）  
該当ありません。

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間末

(1) 金利関連取引 (平成16年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	-	-
	金利オプション	-	-	-
店 頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引 (平成16年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	-	-	-
店 頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。  
なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引 (平成16年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引 (平成16年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引 (平成16年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引 (平成16年9月30日現在)

該当ありません。

当中間会計期間末

(1) 金利関連取引(平成17年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	-	-
	金利オプション	-	-	-
店 頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成17年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	-	-	-
店 頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。  
 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成17年9月30日現在)  
 該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成17年9月30日現在)  
 該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成17年9月30日現在)  
 該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成17年9月30日現在)  
 該当ありません。

前事業年度末

(1) 金利関連取引(平成17年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	-	-

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成17年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	-	-

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。  
 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成17年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成17年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成17年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成17年3月31日現在)

該当ありません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

(2) その他

該当事項なし。